

袖ヶ浦市小規模保育事業A型
整備運営事業者募集要項
(令和2年度整備事業)

令和2年1月

袖ヶ浦市福祉部子育て支援課

目 次

1	募集の趣旨	P1
2	募集施設の概要	P1
3	応募者資格	P1
4	整備等に関する要件	P2
5	施設整備に係る補助金	P4
6	応募手続き	P5
7	選考及び決定	P7
8	欠格事項・禁止事項	P8
9	その他	P9
10	スケジュール(予定)	P11
	【施設整備及び運営の条件】	P12~16
	整備費補助金概要(積算)【モデルケース】	P17~18
	運営費概要(積算)【モデルケース】	P19

袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

本市では、袖ヶ浦市子育て応援プランにおいて、待機児童解消のため、保育所等の整備を推進しています。

今回、令和3年4月の開設を目指して、本市からの整備費補助を受けて小規模保育事業A型を整備・運営する事業者（以下「整備運営事業者」という。）を募集します。

2 募集施設の概要

施設種別	小規模保育事業A型
定員	19人 (定員構成の目安はP12【施設整備及び運営の条件】3(2)を参照)
受入年齢	0歳児(生後57日)から2歳児
募集地区	別添1「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に係る募集区域図」
募集施設数	1施設
開設時期	令和3年4月1日

3 応募者資格

整備運営事業者は、次の条件をすべて満たすこと

- (1) 社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 法人格を有する者又は当該小規模保育事業所開設までに法人格を有することができると見込まれる者（以下「代表予定者」という。）
※政治的な目的のために結成された又は結成する法人を除く。
- (3) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できること。
- (4) 応募に係る法人自らが小規模保育事業所の整備運営事業者となること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に掲げるものに該当しないこと。
- (6) 役員等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 代表予定者又は法人及び法人代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (11) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) その他法令に違反していないこと。

4 整備等に関する要件

(1) 法令等の遵守

小規模保育事業所の整備にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととする。

ア 児童福祉法及び関連法令

イ 子ども・子育て支援法及び関連法令

ウ 袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）

エ 袖ヶ浦市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号。以下「袖ヶ浦市基準条例」という。）

オ 家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

カ その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

(2) 土地・建物

ア 次の(ア)(イ)のいずれかの方法により、整備運営事業者が土地・建物を使用する権利を有している又は取得することが確実に見込まれること。

(ア) 整備運営事業者が所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。

(イ) 貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）」及び「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について（平成26年12月12日雇児発1212第2号・社援基発1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）」の定めによること。

イ 抵当権等の制限物件がないことが望ましい（ただし、小規模保育事業所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く）。

(3) 本要項による建設用地として認められない区域等

- ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づいて指定された工業地域及び工業専用地域
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農業振興地域内農用地

(4) 園舎の構造・設備等

- ア 園舎については、整備運営事業者が所有又は貸与を受けるものとする。
- イ 原則として平屋建て又は建物 1 階に設置すること。
- ウ 既存建物である場合は、次の（ア）（イ）を満たすこと。
 - （ア）確認済証及び検査済証が交付されていること。
 - （イ）「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。
- エ 屋外遊戯場は同一敷地内に整備すること。
- オ 園児送迎用駐車スペースを原則として同一敷地内に 4 台分以上整備すること。ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から 100メートル（直線距離）以内の近隣の敷地での確保も可能とする。
- カ 整備運営事業者として選考後、建築確認申請前までに、図面関係（平面図及び配置図）と応募書類との整合性等について、本市の承認を得ること。
- キ 小規模保育事業所の整備のための工事請負契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。
- ク キによる入札、着工等は袖ヶ浦市の指示に従うこと。
なお、可能な範囲で市内業者の活用についても検討すること。
- ケ 補助事業により取得した建物等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない（担保に関しては、小規模保育事業所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く）。

(5) 事業計画及び資金計画

- ア 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、小規模保育事業所の建設に要する資金は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。
- イ 整備予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。
- ウ 小規模保育事業所の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費

用は、整備運営事業者の負担とすること。

エ 整備費用のほかに施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の1以上に相当する額を自己資金として確保しておくこと。

オ 整備資金に借入金を充てる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。

カ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

(6) 通常保育以外の事業について

通常保育及び必須事業のほか、次に掲げる選択事業を実施することができる。事業実施に当たっては、P13～14の記載事項を遵守すること。

なお、審査においては実施事業数に応じて加点する。

【必須事業】

延長保育

【選択事業】

一時預かり事業

(7) 社会福祉法人の設立

社会福祉法人を新設する応募者は、法人の認可に係る基本条件を満たす見込みがあること。

(8) その他

児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。

※この他P12～16の【施設整備及び運営の条件】を確認し、併せて別添2「審査項目及び審査の観点」を参考とすること。

5 施設整備に係る補助金

(1) 小規模保育事業所の整備については、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱（平成24年告示第81号）に基づき、次に掲げるとおり、本市の予算成立を条件として補助制度が利用できる。補助金の利用を予定する場合は、各項目の記述に留意のうえ、【施設の整備及び運営の条件】を参考に資金計画を立てること。

ア 保育所等整備交付金（自ら建物を新設し所有する場合）

イ 保育対策総合支援事業費補助金（賃貸物件の改修の場合）

(2) 国の補助制度の動向により補助制度、補助予定額が大幅に変更となる場合がある。

(3) 本件は整備運営事業者を決定するものであり、補助金の交付には、国及び本市の予算の成立と別途手続きが必要となり、補助金交付を確約するものではない。

6 応募手続き

(1) エントリーシート

本募集に応募を希望する事業者は、下記期間内に「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出する。

ア 受付期間

令和2年1月7日(火曜日)から令和2年2月25日(火曜日)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)

※エントリーシートの提出がない場合は、事前協議・応募申込書の受付を行わない。

イ 提出書類

袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート
(郵送可：郵送の場合は令和2年2月25日必着)

ウ 提出先

袖ヶ浦市福祉部子育て支援課 子育て環境推進班 Tel 0438(62)3286
郵送のあて先 〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和2年1月7日(火曜日)から令和2年2月25日(火曜日)まで

イ 提出方法

「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に係る質問書」に記入のうえ次のいずれかの方法により提出してください。

(ア) 袖ヶ浦市福祉部子育て支援課 子育て環境推進班へ直接持参又は郵送
土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
(郵送の場合は令和2年2月25日必着)

(イ) Eメール

Eメールアドレス：sode15@city.sodegaura.chiba.jp

ウ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、郵送又はEメールにより回答します。なお、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、随時市ホームページへ掲載します。(質問者名は公表しません。)

(3) 事前協議

上記(1)の期間において「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出した後、必要書類を準備のうえ、事前協議を実施する。

※事前協議前に下記工連絡先に連絡し、予約すること。

ア 事前協議期間

令和2年3月2日(月曜日)から令和2年3月13日(金曜日)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 事前協議書類

別添3「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり。

※作成・準備の整った書類から協議すること。

ウ 現場確認(必要に応じて)

応募者立会いの元、建設用地等の現場確認を行う。

エ 連絡先

袖ヶ浦市福祉部子育て支援課 子育て環境推進班 TEL 0438(62)3286

(4) 応募申込書

「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出し、事前協議を行った者は、応募申込書と添付書類(別添3「応募申込書及び提出書類一覧」参照)を下記エ提出先に直接持参し、提出する。

※要予約。郵送による提出は受け付けない。

ア 受付期間

令和2年3月16日(月曜日)から令和2年3月30日(月曜日)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 提出書類

別添3「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり

※市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出部数

正本1部、副本14部(正本の写し)

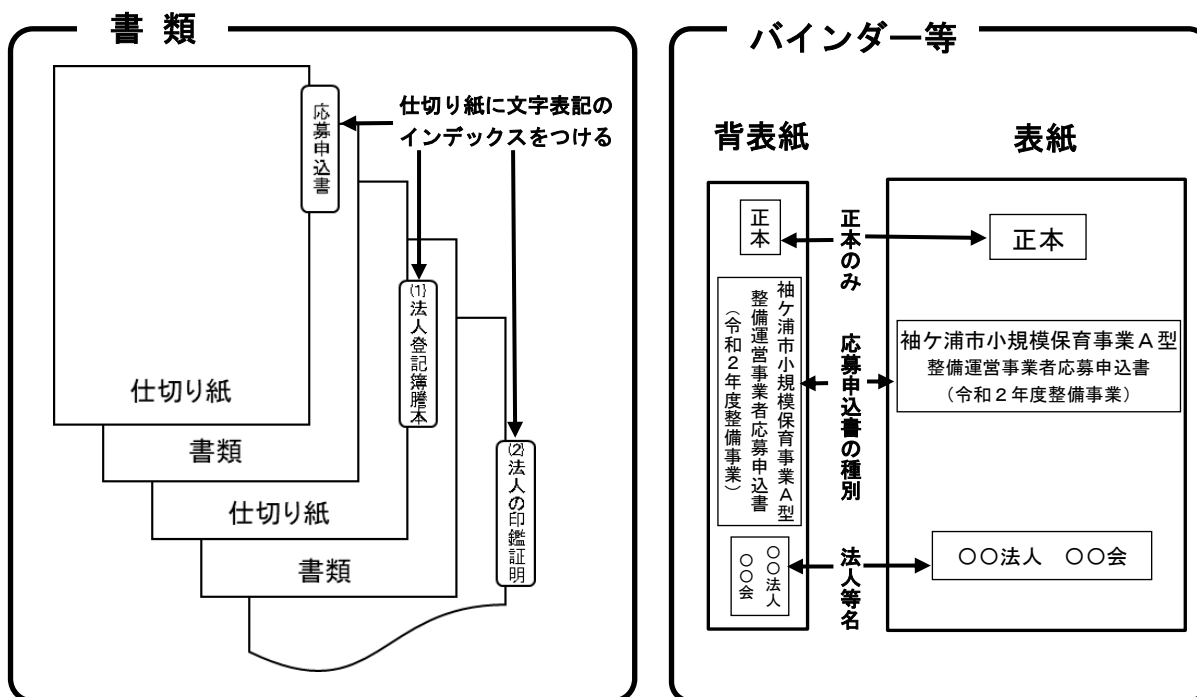
エ 提出先

袖ヶ浦市福祉部子育て支援課 子育て環境推進班 TEL 0438(62)3286

オ 提出書類の体裁

提出書類は以下のとおり体裁を整えて提出すること。

- 全体の目次をつけること。
- 項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付すこと。
- 全体をバインダー等で綴り、表紙及び背表紙に応募申込書の種別、応募法人等名、また正本には「正本」の見出しを付けること。



※添付書類を写しで提出する場合は、以下の例に従い全て代表者による原本証明を行うこと。(正本のみ)

この写しは、原本と相違ないことを証明する。
 令和2年 月 日
 法人名 〇〇〇〇
 代表者名 〇〇〇〇 印

(5) 注意事項

「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」の提出及び事前協議がない場合は、応募申込書を受け付けないので注意すること。

7 選考及び決定

(1) 整備運営事業者の決定方法

ア 整備運営事業者は、「袖ヶ浦市民間保育施設事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)で審査選考し、市長が決定する。

イ 審査は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び現場調査(必要に応じて)により行い、総合的に評価・審査する。

ウ 審査の結果、整備運営事業者なしとする場合がある。

エ 整備運営事業者の応募がない場合及び整備運営事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合がある。

オ 整備運営事業者として決定されたものが令和2年5月までに辞退した場合又は選定が取り消された場合、審査において次点(ただし、選定委員会において選考基準点を超える評価を受けたものに限る。)となった者を繰り上げて整備運営事業者に決定することがある。

(2) 審査の手順

選定委員会による選考内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング

応募書類の内容その他について、応募者による提案説明、ヒアリングを行う。提案説明・ヒアリングには既設法人の代表者、幹部、施設整備に関し統括的立場にある者等のいずれか、又は代表予定者が対応すること。

※応募者から委託された業者による提案説明は認めない。

ウ 現場調査(必要に応じて)

(3) 審査項目及び審査の観点

別添2「審査項目及び審査の観点」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対して文書で通知する。

(5) 審査結果の公表

決定した整備運営事業者名及び整備場所等は、市のホームページにおいて公表する。

8 欠格事項・禁止事項

(1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、提案説明・ヒアリング等の審査において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。

(2) 応募資格のないもの又は応募資格を取り消されたものが応募した場合は、応募を無効とする。

(3) 応募書類の提出後、以下の事項が確認された場合は、応募を無効とする。

ア 重要事項(整備場所、定員、階数、資金贈与者等)を市の承諾なく変更した場合(これ以外の項目についても変更の際には、随時事前の相談が必要となる)。

イ 応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。

(4) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認める場合、応募を無効とする。

(5) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、

直接、間接を問わず、連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とする。

- (6) 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とする。
- (7) 選定後において、事業の実施に際し関係する法令等に係る許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合、又は(1)から(6)の事項に該当したことが明らかとなった場合は、選定を取り消す場合がある。
- (8) 整備運営事業者が整備する園舎の全部又は一部を貸与又は担保に供した場合、選定を取り消す場合がある（担保に関しては、小規模保育事業所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く）。

9 その他

- (1) 整備運営事業者の選定にあたっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング審査の内容等を基に評価を行うことから、書類作成時には、別添 2「審査項目及び審査の観点」を確認のうえ、漏れのないように記載すること。
- (2) 地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等に対し、小規模保育事業所建設について誠意をもって説明し、その状況を別紙第 13 号様式に記載すること。
なお、隣接者等への説明等において、建設反対の運動等がある場合は、当該運動等への対応状況を同様式に記載すること。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 書類等の提出のために要する費用は、全て応募者の負担とすること。
- (5) 応募締切後の応募書類の修正・追加は認めない。ただし、市からの指示により修正・追加する場合を除く。
- (6) 提出された個人情報については整備運営事業者の選定の目的のみに供し、他の目的に利用しない。ただし、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 提案説明・ヒアリングの日程については、応募申込書受付期間終了後に個別に文書により通知する。
- (8) 本要項により市に選考された場合であっても、市の認可を保証するものではないことに留意すること。認可されない場合、市はいかなる責任も負わない。
- (9) 本件は施設整備及び運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合においても、補助金の交付には予算成立と別途手続きが必要であることから、補助金申請、入札等の手続きについては、市の指示に従

うこと。

- (10) 整備運営事業者として決定された後から施設開設までに代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、整備運営事業者としての決定を取り消すことがある。
- (11) 決定した整備運営事業者は、小規模保育事業の認可(法人を新設する応募者が決定を受けた場合にあっては、加えて法人の設立)手続きを行うこととなるが、何らかの理由によりこれらの認可を受けることのできない場合は、本選考による決定を取り消すことがある。この場合において、市は応募に係る支出については一切補償しないので留意すること。
- (12) 整備運営事業者として決定された後の応募計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないものであって、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ認める場合がある。
- (13) 整備運営事業者として決定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、これにより生じる損害の賠償を請求する場合がある。
- (14) 整備運営事業者として決定された後、市と協議のうえ、近隣住民及び地権者等に対し、整備運営事業者主催の説明会を速やかに開催すること。
- (15) 応募状況等の問い合わせには一切応じない。
- (16) 袖ヶ浦市福祉部、担当課その他関連する部署へ挨拶等は一切行わないこと。

10 スケジュール(予定)

募集情報ホームページ・広報掲載開始

令和2年1月1日(水曜日)

エントリーシート受付期間

令和2年1月7日(火曜日)から令和2年2月25日(火曜日)まで

質問の受付

令和2年1月7日(火曜日)から令和2年2月25日(火曜日)まで

事前協議期間

令和2年3月2日(月曜日)から令和2年3月13日(金曜日)まで

応募申込書受付期間

令和2年3月16日(月曜日)から令和2年3月30日(月曜日)まで

書類審査／提案説明・ヒアリング／現場調査（必要に応じて）

令和2年4月下旬頃

整備運営事業者の決定

令和2年5月上旬頃

整備運営事業者主催の説明会

整備運営事業者の決定後速やかに開催

工事着手

令和2年度中

工事竣工

令和3年2月末まで

小規模保育事業所開設

令和3年4月1日

【施設整備及び運営の条件】

小規模保育事業所の施設整備・運営にあたっては、以下の条件を満たすこと。

1 募集区域

別添 1「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に係る募集区域図」に示す区域

※募集区域に含まれる大字一覧表

坂戸市場、奈良輪の一部、奈良輪 1～2 丁目、袖ヶ浦駅前 1～2 丁目、福王台 1～4 丁目、神納 1～2 丁目、神納、今井、今井 1～3 丁目、蔵波、蔵波台 1～7 丁目、久保田、久保田 1～2 丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、長浦駅前 1～8 丁目

2 整備資金

(1) 整備運営事業者は、無理のない資金計画により整備事業を実施すること。また、整備資金計画は、国庫補助制度等の改正や建築単価の高騰等に対応できるように柔軟性を持たせること。

(2) 補助協議及び資金借り入れ等、小規模保育事業所の新設に係る諸手続きは法人が行う。

(3) 補助の額は、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき別に定める。

※P17 にモデルケースとなる補助金額の積算を示す。

3 教育・保育の内容

(1) 開所日・開所時間

開所日	開所時間
月曜日から土曜日まで	午前 7 時から午後 8 時の範囲内 ※このうち(6)に示す時間帯は延長保育時間とする

※以下の日を除く

- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月29日から1月3日まで

(2) 定員

19人

※目安とするクラス年齢別の定員構成

合計	0 歳児	1 歳児	2 歳児
19	5	7	7

(3) 受入月齢

0歳児(生後57日)から2歳児までの児童を受け入れること。

(4) 給食の提供

ア 児童に対し自園調理により、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。

イ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。

ウ 「食育基本法」(平成17年法律第63号)や「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の展示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

(5) 間食

対象児童に間食を提供すること。

(6) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(平成29年4月3日雇児発0403第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施すること。

ア 対象児童

整備運営事業者の運営する小規模保育事業所を現に利用している児童のうち、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、同所の利用を必要とする者。

イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を2人以上配置すること。なお、うち1人は常勤職員とすること。

ウ 時間帯

次の表の左欄に掲げる開所日(「3(1)開所日・開所時間」の欄外中に掲げる日を除く。)において、それぞれ右欄に記す時間帯で行うこと。

開所日	実施時間
月曜日から土曜日まで	保育標準時間認定子どもを対象とするもの 1日11時間を超える場合に対して実施
	保育短時間認定子どもを対象とするもの 1日8時間を超える場合に対して実施

エ 延長保育料

延長保育料は市との協議により定め、整備運営事業者が徴収し、事業経費に充当すること。

4 通常保育以外の事業（選択事業）

次に掲げる事業とする。

(1) 一時預かり事業(一般型)

「一時預かり事業の実施について」(平成30年8月13日30文科初第682号文部科学省初等中等教育局長通知、子発0813第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、実施すること。

ア 対象児童

主として、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児。

イ 職員配置

一時預かりの利用児童数に応じて必要な保育士を2人以上配置すること。なお、うち1人は常勤職員とすること。

ウ 一時預かり利用料

利用料については市との協議によって定め、整備運営事業者が徴収し、事業経費に充当すること。

5 職員配置

(1) 施設長

次のアからエの条件を全て満たす者を施設長として配置すること。

ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者

イ 保育所をはじめとする児童福祉施設、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等に2年以上従事した者

ウ 常勤であり、実際にその小規模保育事業所の運営管理業務に専従すること。

エ 有給であること。

(2) その他の職員

袖ヶ浦市基準条例に定められている事項を遵守すること。また、栄養士の配置について考慮すること。

目安とする職員配置基準

【目安とする年齢別クラスの定員構成】

合計	0 歳児	1 歳児	2 歳児
19	5	7	7

【上記目安の年齢別クラスの定員構成に対する保育士等配置基準】

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
市条例基準	3 : 1	6 : 1	6 : 1
配置職員数	2 人	2 人	2 人

【上記目安の年齢別クラス定員構成に対する最低限必要となる職員数】

職種	人数
施設長	1 人
保育士	7 人 [※]
調理員	1 人

※上記保育士等配置基準により算出した人数に、袖ヶ浦市基準条例により加配することとされている 1 名を加えた人数

【配置することが望ましい職員数】

職種	人数
栄養士	1 人
看護師	1 人

目安とする施設面積基準

※面積基準は有効面積により確保する。大型家具を設置するなど保育に利用できない部分は有効面積から除く。

【目安とする年齢別クラスの定員構成】

合計	0 歳児	1 歳児	2 歳児
19	5	7	7

【上記目安の年齢別クラスの定員構成に対する部屋面積基準】

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
市条例基準 (1人当たり)	3.3 m ²	3.3 m ²	1.98 m ²
必要最低面積	16.5 m ²	23.1 m ²	13.86 m ²

【上記目安の年齢別クラス定員構成に対する屋外遊戯場面積基準】

	2 歳以上
市条例基準 (1人当たり)	3.3 m ²
必要最低面積	23.1 m ²

【面積基準はないが必要な部屋・設備等】

用途
調理室
便所
調乳室
沐浴室
廊下
送迎用駐車場スペース(4台分以上)
一時預かり用の部屋※

※選択事業で実施しない場合は不要

【あることが望ましい部屋・設備等】

用途
事務室
医務室又は医務スペース
更衣室・休憩室

整備費補助金概要(積算)【モデルケース】

※令和元年度の国等の補助金交付要綱に基づく積算モデルであり、補助金額を保証するものではありません。また国等の補助を前提としているため、その状況によって金額等が変動する場合があります。

【保育所等整備交付金】

※自ら建物を新設し所有する場合

	項目	金額(千円)	説明
国基準額 (対象経費の1/2相当)	本体工事費	52,200	
	特殊付帯工事	7,850	
	設計料加算	3,002	本体工事費・設計料加算補助金額の5%
	開設準備加算	494	(単価)×定員数
	土地借料加算	11,700	
	国負担合計額	75,246	←合計 対象経費の1/2相当
	市負担額	37,623	←×1/2 対象経費の1/4相当
	補助金額(国+市)	112,869	対象経費の3/4相当

※補助上限額であり、補助金交付要綱の算定方法に応じて交付額が決定される。

※補助対象には、土地に関する費用及び造成・外構等の費用は含まない。

【保育対策総合支援事業費補助金】

※賃貸物件の改修の場合

	項目	金額(千円)	説明
	国補助金基準額	35,000	
	国負担額	17,500	←×1/2 対象経費の1/2相当
	市負担額	8,750	←×1/2 対象経費の1/4相当
	補助金額(国+市)	26,250	対象経費の3/4相当

※補助上限額であり、補助金交付要綱の算定方法に応じて交付額が決定される。

千葉県単独補助金

【賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金】

※保育対策総合支援事業費補助金を活用する場合

補助金額
(定員×2,800千円と改修費対象経費を比較して少ない方の額) ÷8 ※千円未満切り捨て

運営費概要(積算)【モデルケース】

※定員 19 人に対し、19 人入所した場合の保育所の運営に関して市から支払う給付費・助成金の積算モデルであり、モデルで示す金額どおりの給付・助成の保証をするものではありません。

1 地域型給付

子ども・子育て支援制度では、原則として、公定価格(利用者を保育するにあたり通常要する費用の額を勘案して算定した費用)から、利用者負担額(いわゆる保育料)を控除した額を、毎月、市から地域型給付として支払うこととされています。

以下に公定価格の試算を示します。

年合計金額(円)
43,641,850※

※ 管理者設置加算、冷暖房費加算及び栄養管理加算を適用し、処遇改善等加算Ⅰについては平均経験年数4年以上5年未満、処遇改善等加算Ⅱは未実施で算出しています。休日保育を実施する場合や建物が賃貸物件で要件を満たす場合は別途加算があります。

2 運営事業助成金

以下の事業に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付する。

対象
・延長保育事業 ・千葉県保育士処遇改善事業 ・一時預かり事業